

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2024年（令和6年）1月4日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス福山大門店

所在地 福山市大門町一丁目226番 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物東側〔資料―3 建物配置図（変更前）上・駐輪場 No. 1〕	18台
建物東側〔資料―3 建物配置図（変更前）上・駐輪場 No. 2〕	12台
合 計	30台

(変更後)

位 置	収容台数
建物東側〔資料―4 建物配置図（変更後）上・駐輪場〕	12台

3 変更年月日

2024年（令和6年）8月16日

4 変更する理由

店舗利用者の安全性の向上を図るため

5 届出年月日

2023年（令和5年）12月15日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2024年（令和6年）1月4日から2024年（令和6年）5月4日まで

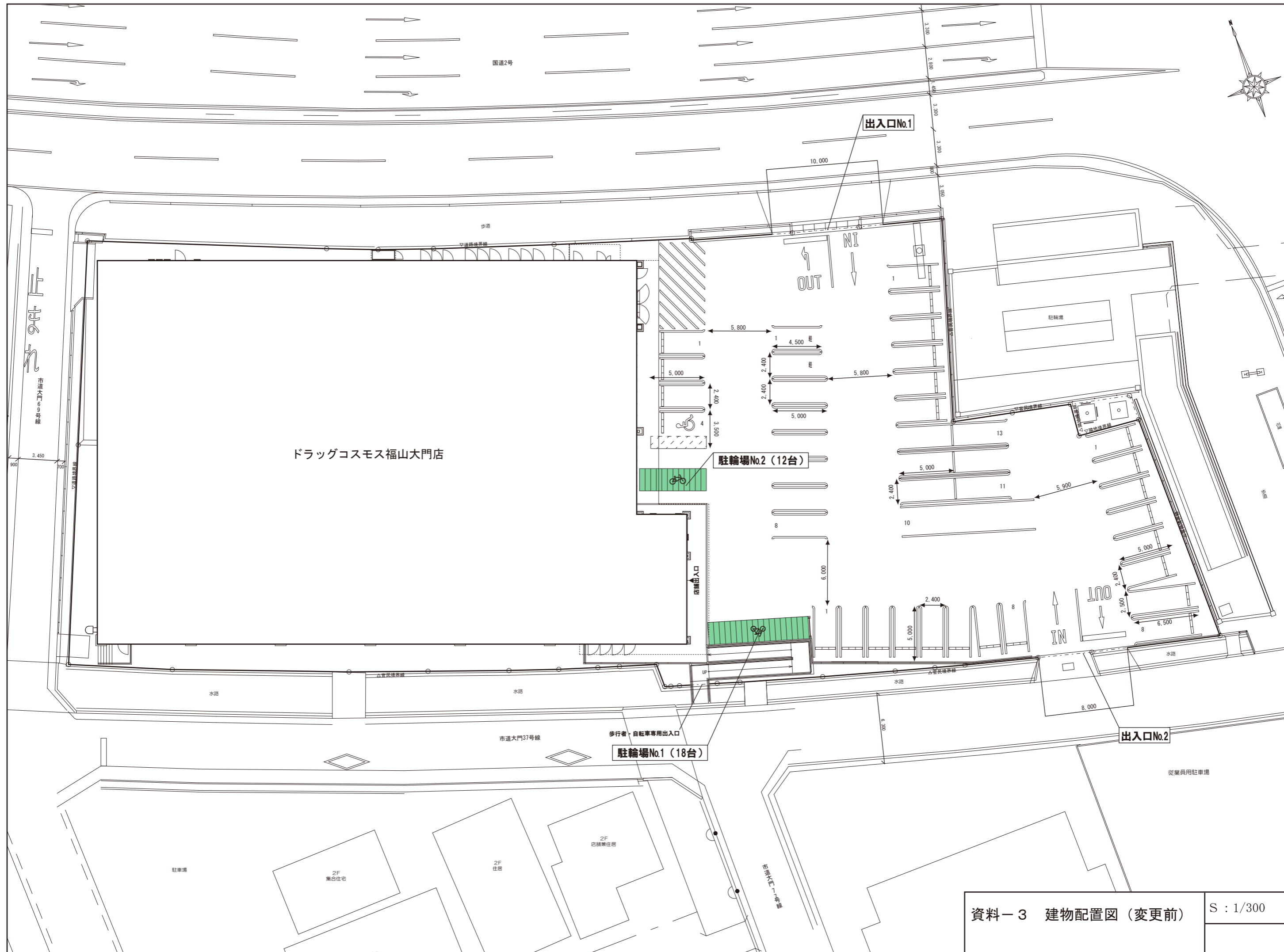
7 意見書の提出

(1) 提出期限

2024年（令和6年）5月4日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課



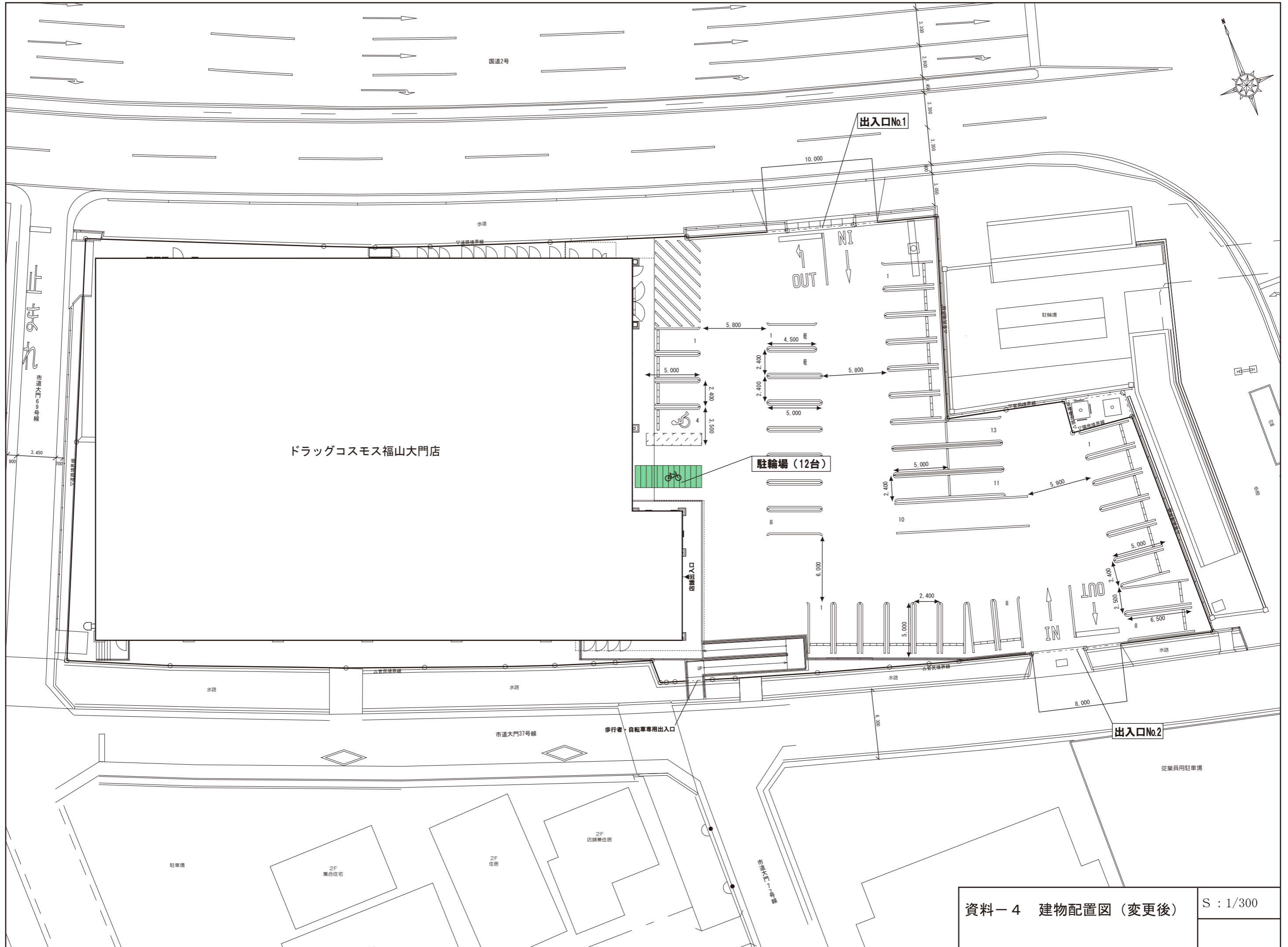
ドラッグコスモス福山大門店

出入口No.1

駐輪場No.2 (12台)

駐輪場No.1 (18台)

出入口No.2



資料-4 建物配置図(変更後) S : 1/300